

本校の学校生活

1 本校生徒としての心得

本校の生徒指導は、本校の校訓「夢志実現、輝かせ 知・技・心」のもとに、未来を見据えた知識及び技術・技能と、感性・徳性をはじめとする人間性との調和的な発達を目指す全人教育により、あふれるチャレンジ精神、自らの可能性を高め続ける向上心、立ちはだかる課題や困難を乗り越える粘り強さやバイタリティ、考える力などの生きる力を育み、将来、人類の夢の実現と幸福に寄与する、高大な夢と志をもった若人を育てることを目標としている。本校生徒は、規則を守り、落ち着いた生活態度、物事に対する真剣な態度、また忍耐強さや自律的精神を培い、心身ともに健康で充実した学校生活を送るようにする。

- ※ 当該規則においては、生徒や保護者との共通理解を図るため、生徒・保護者の代表及び教職員で組織された委員会で、規則の確認や議論をする機会を設けるとともに、校則の策定や見直しが必要な事項については意見を聴取するなど、絶えず積極的に検証・見直しを図るよう努めていく。

(1) 制服規定について

ＴＰＯにあった着装を心がける。

- ア 本校指定の制服を正しく着用する。なお、式典の際は正装とする。
- イ 改造・加工された制服、すそ等が著しく破れたスラックス等は着用しない。
- ウ カッターシャツの下は、目立たないシャツを着用する。
- エ スカートは正しい位置で着用し、スカートすそが膝上になるような着用はしない。
- オ 防寒具について
 - 華美でないものとし、ブレザーの上から着用する。
 - タイツは無地で装飾がなく、色は黒または素肌の色に準じたものとする。
- カ 休日や長期休業中の登下校時の服装は、担当教員の指示に従う。

(2) 身だしなみについて

常に、端正・清潔な状態を心がける。
就職試験や進学試験等の面接に対応できる身だしなみとする。

- ア 過度な整髪料等の使用や、パーマ、髪染め、脱色はしない。
※諸事情があれば学級担任及び生徒指導部に相談する。
- イ 化粧はしない。
※諸事情があれば学級担任及び生徒指導部に相談する。
- ウ 身だしなみ確認を定期的実施する。身だしなみに不備があった場合は、速やかに整える。
※頭髪、服装が著しく乱れ、改善が見られない場合は、保護者同席で面談を行う。

【実習時について】

- 安全に配慮することが求められるため、各科の指示に従った身だしなみとする。

(3) 学校内外における生活・諸注意について

挨拶を励行し、マナーを守る。

- ア 自ら進んで挨拶をする。
- イ 授業の始め、終わりには、身だしなみを整える。
- ウ 教室移動時は決められた係の生徒が施錠し、移動後、教科担任に鍵を預ける。
- エ 授業中に施錠されている教室に戻る際は、教科担任等とともに向かう。

- オ 机、椅子、ロッカー、実習用機器、愛知県学習用パソコン(タブレット端末)等の使用
 - 公共の物品であることをよく認識し、大切に使用する。
 - 破損等がある場合は、速やかに学級担任または担当教員に報告する。
 - タブレット端末は、学習活動以外では使用しない。
 - タブレット端末等を許可なく校内で充電しない。
- カ 日頃より身の回りの整理整頓を心がけ、公共の美化に努める。
- キ 登下校時におけるマナー
 - 本校生徒として自覚と誇りをもち、良識に基づいた行動をする。
 - かけがえのない自他の生命を重んじ、交通規則を遵守し、交通事故防止に努める。
 - 商業施設や公共交通機関利用時には、迷惑行為のないようマナーを守る。
 - 歩行中のスマートフォン等の操作（歩きスマホ）や飲食はしない。

(4) 持ち物について

学校生活に必要なものは持ち込まない。

- ア 通学に使用するバッグ、リュック等は華美でないものとする。
- イ 校舎内用スリッパは学校指定のものとする。
- ウ 華美なメガネ、カラーコンタクトレンズ等は使用しない。
- エ ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は身に着けない。
- オ 通学靴は華美でないものとする。ブーツ・サンダル類は使用しない。
- カ 貴重品は、自らの責任において管理を徹底し、多額な金銭は持ち込まない。
- キ スマートフォン等電子通信機器について
 - 朝のST開始から帰りのST終了までの間は、許可なく使用しない。
 - 使用許可時間外は、電源を切り、カバンまたはロッカーにしまう。
 - 登下校時や校舎内で、歩行中の操作（歩きスマホ）はしない。
 - スマートフォンの使用はマナー・モラルを守り、人を傷つける行為や迷惑行為をしない。
- ク ゲーム機は持ち込まない。
- ケ 弁当等のごみは、必ず各自で持ち帰る。
- コ ガムは持ち込まない。

(5) 遅刻の扱いについて

ST 開始時刻 9:00（チャイム鳴り始め）に教室不在の場合は遅刻とする。
ST 開始の 5 分前には教室で着席できるように、時間に余裕をもって行動する。

- ア 遅刻した場合
 - 学校に到着後、生徒指導室に行き「遅刻届」を記入する。
 - 遅刻が多数の場合は、学級担任より保護者へ連絡をする。

(6) 早退の扱いについて

- ア 学級担任または養護教諭の許可を得て、「早退届」を記入し、下校する。
- イ 帰宅後、速やかに保護者（やむを得ないときは本人）から学校（学級担任）へ連絡する。

(7) 外出の扱いについて

- ア 外出は原則認めない。やむを得ず外出が必要な場合は、担当教員の指示に従う。

(8) 自転車通学について

- ア 自転車通学許可願を提出するとともに自転車点検に合格した後、本校発行の許可シールを自転車に貼付する。
- イ 自転車通学者が使用する自転車は防犯登録を行い、賠償責任保険に加入する。
- ウ 自転車乗車時は、ヘルメットを着用する。
- エ 雨天時はレインコート等を着用し、傘差し運転をしない。
- オ 自転車乗車中のイヤホンの使用やスマートフォン等の操作をしない。

(9) 運転免許の取得について

- ア 本校在学中の「原付、自動二輪、自動車」の運転免許取得及び運転は認めない。
ただし就職内定者については、3年生の11月1日以降に本校の許可を得た場合に限り
自動車運転免許の取得を目的として、自動車学校に入校することができる。
- イ 四ない運動を遵守する。
愛知県では、県立高校において自動二輪車による交通事故防止のため、「四ない運動」として、

- | |
|--|
| <p>① バイクの「免許を取らない」</p> <p>② バイクを「買わない」</p> <p>③ バイクに「乗らない」</p> <p>④ バイクに「乗せてもらわない」</p> |
|--|

を展開しており、四ない運動を遵守する。

(10) アルバイトについて

- ア アルバイトは原則認めない。
※ただし、特別な事情がある場合は、保護者と学校間で協議する。

(11) 特別指導について

本校生徒として相応しくない行動や触法行為があった場合、特別指導とする。

特別指導に該当する行為の例

- ア 万引き、喫煙、飲酒（同席含む）等の法律に違反する行為
- イ 暴力行為、暴言、指導無視
- ウ 怠学（無断欠席等）
- エ 考査不正行為（カンニング）
- オ 無断運転免許取得
- カ 無断アルバイト
- キ 性非行、不健全娯楽（パチンコ等）
- ク 深夜徘徊
- ケ 器物破損
- コ その他、本校生徒として相応しくない行為